平成２３年（フ）第２５号
長野県小諸市古城２丁目８番24号　山本荘11号
債務者　渡邉　　真
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月10日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２３年（フ）第７１８０号
東京都世田谷区成城２丁目36―８―605
債務者　渡邊　誓子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７２３７号
東京都新宿区住吉町１―17―402
債務者　道下　紀昭
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７２４９号
東京都調布市布田１丁目46―２―505
債務者　村上　佳子
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７３５６号
東京都江戸川区西一之江３丁目７―11
債務者　石塚江利香
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０７６号
神奈川県大和市大和東１丁目５番12―401号
債務者　上嶋　照男
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２２６号
横浜市栄区鍛冶ケ谷２丁目54番Ｃ―201号
債務者　小室結実子（旧姓高橋・島崎）
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４２４号
東京都立川市錦町４丁目９番19号サニーハイツ西国立101号
債務者　磯　　龍人
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月３日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１１５８号
横浜市神奈川区羽沢町984番地　サンハイツ羽沢５棟103号
債務者　大橋　幸雄
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９２号
静岡県富士市今泉3582番地の18、前住所静岡県富士市石坂389番地の75
債務者　石原三千代
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月28日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第１２８号
北海道帯広市柏林台南町３丁目６番地１
債務者　小野寺広子
1　決定年月日時　平成23年５月31日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第７６号
岡山県久米郡美咲町里3105番地
債務者　市　　孝子
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月22日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第７１７６号
東京都足立区平野１丁目15―19―206
債務者　大塚　和子
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７３０６号
東京都杉並区高円寺北２丁目34―７―401
債務者　佐保　祐大
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７３８７号
東京都日野市程久保１丁目３－８―101
債務者　高橋　亥一
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７３８８号
東京都稲城市平尾３丁目１－１　平尾住宅31棟502
債務者　杉山　　實
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部